

松前町社会体育大会出場選手育成助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会体育大会に出場する町内在住の選手で構成する団体（以下「団体」という。）に対し、町が予算の範囲内において松前町社会体育大会出場選手育成助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、町民の体力及び競技力の向上を促進することを目的とする。

(助成対象大会)

第2条 助成金の対象となる大会（以下「対象大会」という。）は、次に掲げる大会とする。

- (1) 愛媛スポーツ・レクリエーション祭
- (2) 伊予地区軟式野球大会
- (3) 愛媛県スポーツ少年団大会

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、対象大会に出場する団体の監督及び選手1人につき2,000円（選手が小学生の場合にあつては、1,000円）を乗じて得た額を上限とする。

(助成金の支給申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする団体は、社会体育大会出場選手育成助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 出場予定選手名簿（様式第3号）
- (3) 対象大会の大会要綱
- (4) 対象大会の出場に要する経費の内訳
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金の支給決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金の支給を決定し社会体育大会出場選手育成助成金支給決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更承認)

第6条 前条の規定により助成金の支給決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、第4条の規定により提出した書面の内容を変更しようとするときは、あらかじめ社会体育大会出場選手育成助成金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは社会体育大会出場選手育成助成金変更承認通知書（様式第6号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により助成団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 助成団体は、第5条の規定による助成金の支給決定を受けた後に当該助成金が不要となったときは、速やかにその旨を書面により町長に届け出なければならない。

(助成金の請求)

第8条 助成団体は、対象大会の終了日から起算して30日以内に社会体育大会出場選手育成

助成金請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 社会体育大会実績報告書(様式第8号)
- (2) 大会出場報告書(様式第9号)
- (3) 出場選手名簿(様式第10号)

(助成金の支給)

第9条 町長は、前条の規定により助成金請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、助成団体の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより助成金
を支給する。

(目的外使用の禁止)

第10条 助成団体は、助成金を他の目的に使用してはならない。

(助成金支給決定の取消し等)

第11条 町長は、助成団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の支給の全部又は一部
を取り消すことがある。この場合において、既に助成金を支給されているときは、その全
部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により助成金の給付を受けたとき。
- (3) その他町長が助成金の支給決定の取消しの必要を認めたとき。

(助成金の関係書類の保管)

第12条 助成団体は、関係書類を整理し、対象大会の終了日の属する年度の翌年度の初日
から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。